

コーディネイト業務委託契約書

西町コーポラティブハウス建設組合

田中工業株式会社

コーディネイト業務委託契約書

本契約書末尾記載者（以下「甲」という）と、田中工業株式会社（以下「乙」という）とは、後記物件の表示記載の土地上に、甲が計画中の後記物件の表示記載建物（以下「本物件」という）の建設事業について、以下のとおりコーディネイト業務委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

よって、これを証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、甲・乙各1通を保有するものとする。

第1条（目的）

甲は、以下の定めるコーディネイト業務（以下「本件業務」という）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

尚、本件業務の内容詳細は後記仕様書に定めるとおりとする。

①. 運営補助業務

②. 外構工事設計業務

また、本物件の建設事業は甲が主体となり行なっていくものであり、乙はこれを円滑に進めるため、各業務について支援と助言又は代理を行なうものである。

第2条（注意および義務）

乙は、善良なる管理者の注意および義務により、本件業務を履行するものとする。

第3条（再委託）

乙は、第1条の業務の一部を第三者に再委託することができるものとする。

第4条（協力義務）

甲・乙双方とも、本物件建設事業遂行の為、相互に誠意ある協力を行なうものとする。

第5条（本件業務の委託期間等）

本件業務の委託期間は、本物件の建設事業の完了時までとする。但し本件業務の委託期間は、甲・乙協議のうえ変更することができるものとする。

第6条（業務委託料）

本件業務の委託料は、総額金 1,000,000円也とする。

（内訳） 消費税抜き委託料 金 952,381円也

消費税 金 47,619円也

第7条（委託料の支払方法）

甲は乙に対し、第6条に定める委託料を次のとおり支払うものとする。

①本物件引渡し時 金 1,000,000円也（税込）

第8条（報告および承諾）

1. 乙は甲に対し、本件業務に関する報告を行なうものとし、また、甲は乙に対し、本件業務の状況について報告を求めることができるものとする。

2. 乙は、本件業務の遂行に関する重要な事項の決定については、事前に甲の承諾を得るものとする。

第9条（費用の事後承認）

乙は、本物件の建設事業遂行の為に、偶発的、その他の事由により、緊急に行なう必要のある業務又は緊急に行なう事が極めて有効であると乙が判断した業務で、甲に承認を受ける時間的余裕のないものについては、甲の承認を受けず実施することができるものとする。

この場合、乙はその業務内容及びその実施に要した費用の額を甲に速やかに通知するものとする。

第10条（立替金の補填）

第9条の措置に要した費用及びこれに準ずる費用で、乙が業務遂行上やむをえず立て替えたものについては、甲は速やかに補填の措置をとらなければならない。

第11条（乙への権限委託、委任）

1. 甲は、甲の総会における招集権を乙に与え、乙は正当な理由の基に甲の総会を招集することができるものとする。

2. 甲は、乙から請求があった場合、速やかに本件業務に関する乙の代理権を示す委任状を、乙に対して交付するものとする。

第12条（秘密保持）

甲・乙双方とも、本契約により知り得た秘密を他に漏洩しないものとする。

第13条（解約）

1. 甲は、乙が本件業務を完了する以前においては、本契約の解約をすることができるものとする。

2. 前項の場合、甲は乙に対して、乙の既に遂行した業務に対する委託料を支払わなければならない。

第14条（契約解除）

1. 甲または乙のいずれか一方が本契約に違背したとき、その他正当な事由がある場合は、相手方は一定の期間を定めて催告のうえ、その期間内に履行、または適切な処置がなされないと直ちに本契約を解除することができるものとする。

2. 前項の場合、相手方は、本契約に違背したものに対して、損害賠償を請求できるものとする。

第15条（信義則）

本契約に定めなき事項、または本契約書の各事項について疑義が生じたときは、民法その他の法令の規定及び取引慣行に従い、甲・乙誠意をもって協議の上、決定するものとする。

以上

平成 年 月 日

(甲)
西町コーポラティブハウス建設組合

住戸番号

住 所

1

氏 名

王

2

住 所

氏 名

3

住 所

氏 名

4

住 所

氏 名

5

住 所

氏 名

以上

(乙)

住 所

鳥取市秋里 1247

田中工業株式会社

氏 名

代表取締役社長 聲高昌可

物件の表示 1

【 土 地 】

所 在 : 鳥取市西町2丁目410番地1
面 積 : 790.65m²
地 目 : 宅地
取得後の権利形態 : 1／5割合による定期借地権の準共有

物件の表示 2

【 建 物 】

構 造 ・ 規 模 : 木造 地上2階建
戸 数 : 住戸…5戸
取得後の権利形態 : 建物所有権

西町コーポラティブハウス・コーディネイト業務仕様書

業務内容	業務実施要領
運営補助業務	<ol style="list-style-type: none">1. 建設組合運営全般についての支援と助言<ol style="list-style-type: none">①組合運営上必要な資料作成、通知、報告②組合員の意見、要望等の調整についての支援と助言2. 事業工程の的確な把握と調整についての支援と助言<ol style="list-style-type: none">①スケジュール表の作成3. 管理組合の設立についての補助<ol style="list-style-type: none">①管理費見積要綱の作成②管理形態及び管理費設定の支援と助言③管理規約（案）の作成
外構工事	<ol style="list-style-type: none">①外構工事のプラン作成
設計業務	<ol style="list-style-type: none">②外構工事の組合員との調整